

仙台市救急医療病院間連携推進事業に関する質問(令和6年8月1日正午時点)及び回答

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

No	質問内容	回答
14	対象者 4)「ア～コの重篤な状態」は該当しないとありますが、この重篤な状態はどの時点の状態をいうのでしょうか。 救急受入病院に受診時は「ア～コの重篤な状態」であったが、その後回復し重篤な状態ではなくなったため支援病院に転院する場合は対象患者に該当するのでしょうか。	本事業では、「重篤な状態」にある患者の転院・転送については、救急受入病院から支援病院への転院等促進の対象とはしておらず、「重篤な状態」については、募集要項の〔補助金助成の対象〕の4)において、ア～コを例示しております。 ア～コは参考であるため、重篤な状態にないことは、患者を転院させる、又は転送する時点で医師の診察により判断してください。 救急受入病院受診時にア～コの重篤な状態であった患者が、治療により重篤な状態を脱し、病状が安定又は軽快したため支援病院に転院する場合は、本事業の対象患者となります。
15	申し込みに期限がありますが、モデル事業実施後の途中参加は可能なのでしょうか？	支援病院として参加を希望される場合は、市の補助金等にかかる予算上の制約もありますことから、8月9日の公募締切日までにお申し込みいただきますようお願いいたします。 なお、本事業には、できるだけ多くの病院に参加いただきたいと考えておりますので、救急受入病院、支援病院のいずれについても、途中での参加を希望される場合は、仙台市医療政策課へご相談ください。ただし、支援病院として途中で参加される場合には、補助金を交付できないこととなりますので、あらかじめご了承ください。
16	別紙1「参加病院システム利用者情報提出様式」に記載するユーザー内容については申し込み後、随時変更可能でしょうか。また、事業説明資料「仙台市救急医療病院間連携推進事業の実施について」内の17ページ「3-3.病床アプリ[画像イメージ]」に記載がある「担当連絡先」については自動的に申し込みユーザー名が表示されるのでしょうか。それとも「備考欄」と同様に都度入力によって変更が可能でしょうか。	本事業の開始後でも、転院調整システムの利用者情報の変更は可能です。 担当連絡先については、システム利用者情報との紐づけは行わない予定であり、初回入力時に自由記述で入力していただけます。必要に応じて、都度変更が可能です。
17	本事業開始に伴い、仙台市病院群当番制事業に今後何か変更はありますか？ 当院は仙台市病院群当番制事業に協力病院として参加しておりますが、本事業には救急受入病院としては参加せず、支援病院としての参加を考えております。この場合、病院群当番制に協力病院として現在と同じ体制で参加していくことは可能でしょうか？	現行の病院群当番制事業については、救急医療病院間連携推進事業をモデル事業として実施する期間内は、今と変わらず継続していきますが、救急医療病院間連携推進事業を本格実施するタイミングで救急医療病院間連携推進事業へ一本化するとともに、補助金についても廃止を含めて見直しを検討しています。 なお、救急医療病院間連携推進事業に支援病院として参加いただく病院が、救急患者の受入れを行うことは妨げません。引き続き、市内の救急患者の応需機能の向上のために、ご協力をお願いいたします。

※前回回答済みの内容は省略しております。